茅ヶ崎市議会基本条例・検証シート（令和8年度）

この検証シートは、議会内(議会制度検討会)において、茅ヶ崎市議会基本条例の検証を行うに当たり使用したものです。全条文のうち、特に検証する必要があるとの意見があった条文について本シートに沿って、1条ずつ、取組状況、運用・条文に関する課題等について検討を行い、結果をまとめたものです。

章	条	見出し	条文	前回までの検証結果	取組状況、運用・条文に関する課題等の特記事項	検証結果
第２章　議会及び議員の活動原則	第4条	議会の活動原則	1　議会は、議会活動の公正性及び透明性を確保するものとする。 2　議会は、市民の多様な意見を踏まえ、充実した討議の下に議会運営を行うよう努めるものとする。 3　議会は、市民に開かれた議会を目指し、議会活動について積極的に情報提供を行うとともに、市民参加の機会の拡大を図るものとする。 4　議会は、市民にとって分かりやすい議会運営を行うよう努めるものとする。	＜平成26年度＞ 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 あり（第1項の規定を改めた） →　本条の第1項、第2項及び第4項に努力義務を表す「努める」という規定がある。「努める」という規定は、一般的に、規定された行為を実施する義務はあるが、その行為の内容、程度、方法等を画一的に規定することができない事項（例えば、「○○の向上」、「分かりやすく○○する」等）などに使用されている。 その観点から、第1項については、「公正性及び透明性の確保」というのは、その内容等もある程度明らかにすることができる（「公正性」は、法律、条例、規則等に基づく議会運営、「透明性」は公式の会議の原則公開及び会議録の公表など）と考えられることから、努力義務規定ではなく、一般的な原則や方針を定める場合に使用する「ものとする」という規定に修正した。 なお、第2項及び第4項は、前述の使用例に鑑み、現行どおりとした。 ＜平成30年度＞ 【条文の運用】 継続 →本条の第2項及び第4項に努力義務を表す「努める」という規定があり、これらの規定振りが適切かどうかを検討した。「努める」という規定は、一般的に、規定された行為を実施する義務はあるが、その行為の内容、程度、方法等を画一的に規定することができない事項（「○○の向上」、「分かりやすく○○する」等）などに使用されている。第2項及び第4項は、これらの使用例に鑑み、現行どおりの規定が適当であるとの結論に至った。 【条文の修正】 なし ＜令和4年度＞ 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし	【取組状況】 本条は議会活動の原則を定めるものであり、具体的な取組は第8条（市民参加）、第9条（会議の公開）、第11条（説明責任等）、第14条（一問一答方式等）、第15条（自由討議）、第16条（政策討議）、第17条（委員会の活動）等の各規定に基づき実施しているため、詳細は各条に記載する。 【条文に関する検討状況】 合理的配慮の明文化について検証した結果、その定義や適用範囲など調査研究が必要であり、また自治基本条例にも明記がないことから、条文を修正する必要はないとの結論に至った。	【条文の修正】 ☐ 条文を修正する必要がある ☑ 条文を修正する必要はない
	第5条	災害時の対応	1　議会は、災害時においても、議事機関としての機能を維持するよう努めなければならない。 2　災害時の議会がとるべき対応の方針は、別に定める。	＜平成26年度＞ ※条文自体が存在せず。 ＜平成30年度＞ 【条文の運用】 新規 【条文の修正】 あり（新規に規定した） →　災害時においても、議会が議事機関としての機能を維持するよう努める旨を追加した。 ＜令和4年度＞ 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし	【取組状況】 令和2年2月に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受け、同年4月24日に「茅ヶ崎市議会新型コロナウイルス対策会議要綱」を施行し、茅ヶ崎市議会新型コロナウイルス対策会議を設置した。同会議では、コロナ禍においても議事機関としての機能を維持しつつ、感染拡大を防止するための対策を協議した（令和4年4月1日時点で計18回開催）。 同会議は、令和2年4月28日に「茅ヶ崎市議会新型コロナウイルス感染症等に係る対応方針」を策定し、その後も状況に応じて適宜見直しを行いながら、議会内の感染症対策を運用した。政府によるマスク着用等に関する方針変更等を踏まえ、令和5年3月31日以降の第1回定例会における対応については議会運営委員会で協議し、議場における飛沫拡散防止対策等を継続することとした。令和5年第2回定例会以降は感染防止対策を段階的に緩和し、同年8月24日をもって当該対策会議及び関連する要綱・対応方針を廃止した。 なお、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に議会がとるべき対応については、「茅ヶ崎市議会災害対応指針」に定めている。 【条文に関する検討状況】 逐条解説により誤解が生じることはないと考えられる。また、「茅ヶ崎市議会災害対応指針」において基本的事項が定められており、運用上の問題もないことから、条文を修正する必要はないとの結論に至った。	【条文の修正】 ☐ 条文を修正する必要がある ☑ 条文を修正する必要はない

茅ヶ崎市議会基本条例・検証シート（令和8年度）

この検証シートは、議会内(議会制度検討会)において、茅ヶ崎市議会基本条例の検証を行うに当たり使用したものです。全条文のうち、特に検証する必要があるとの意見があった条文について本シートに沿って、1条ずつ、取組状況、運用・条文に関する課題等について検討を行い、結果をまとめたものです。

章	条	見出し	条文	前回までの検証結果	取組状況、運用・条文に関する課題等の特記事項	検証結果
	第7条	会派	1　議員は、議会活動を行うため、複数の議員で構成する会派を結成することができる。 2　会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。 3　会派は、議会の円滑な運営に努めるとともに、政策立案、政策提言等に関し、必要に応じて他の会派との合意形成に努めるものとする。	＜平成26年度＞ 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし ＜平成30年度＞ 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし ＜令和4年度＞ 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし	【取組状況】 現在、本市議会には7会派があり、意見書等の議案提出や議会運営、議会内の課題等に関する意見集約を図っている。また、会派ごとに市の政策に対する予算要望等を行うなど、執行機関に対する意見集約も行っている。 【条文に関する検討状況】 交渉会派の明文化について検討すべきとの意見が出た。交渉会派については、地方自治法上、構成員数等を具体的に定めた規定はなく、その取扱いは各議会において申合せ事項や要綱等により定めている例が多い。本市議会においても、議会運営委員会申合せ事項において交渉会派について定義し取扱いを定めており、改選後の議員懇談会において交渉会派の人数についてその都度確認していることから、条例や会議規則には定めがないものの、上記のとおり運用によって対応できているため、条文を修正する必要はないとの結論に至った。	【条文の修正】 ☐ 条文を修正する必要がある ☑ 条文を修正する必要はない
第3章　市民と議会との関係	第8条	市民参加	1　議会は、議会活動について市民に説明等を行うための議会報告会を開催するとともに、市民の意見を議会活動に反映することができるよう市民との意見交換の機会を設けるものとする。 2　前項に規定する議会報告会の開催及び市民との意見交換の機会を設けることに関し必要な事項は、別に定める。 3　議会は、公聴会及び参考人の制度を活用することにより、市民の意見又は専門的若しくは政策的な識見を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 4　議会は、委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)において請願又は陳情の審査を行うに当たり、請願者又は陳情者から趣旨説明の申出があったときは、その機会を設けるものとする。	＜平成26年度＞ 【条文の運用】 継続 →　(意見)議会報告会・意見交換会の実施について、参加者が少ない。開催時間、テーマ設定、議員個人としての発言など、運営についてのさらなる検討が必要である。 【条文の修正】 あり(第4項を加えた) →　請願者・陳情者が趣旨説明できる旨を規定した。 ＜平成30年度＞ 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし ＜令和4年度＞ 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし	【取組状況】 ・〔第1項関係〕 議会報告会は、平成23年11月に初めて開催し、平成24年度からは毎年5月と11月に開催している。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により令和2・3年度は開催を中止し、代わりに令和3年4月30日に「茅ヶ崎市議会公式Youtubeチャンネル」を開設して議会報告を行い、以後は動画による報告を継続している。 意見交換会は、平成25年5月に初めて開催し、以後は議会報告会と同時に開催している。令和2・3年度はコロナ禍のため開催を中止した。令和5・6年度はオンライン参加を可能とし、対面と同時開催できる形式とした。令和7年度はワールドカフェ方式で5月と11月に開催し、参加者の座席を希望制として希望するグループで議員と話せる機会を増やした。また、令和6年度からは子どもと一緒の参加及び事前申込によらない当日の見学・参加を可能とし、令和7年度からは託児の利用も可能とするなど、参加しやすい環境づくりを進めている。 ・〔第2項関係〕 議会報告会・意見交換会に関し必要な事項は別に定めることとされており、意見交換会については開催ごとに要領を検討し、議会報告会については、令和6年度に通年の運用に対応した要領を定めている。 ・〔第3項関係〕 ①　平成25年第1回臨時会において、総務常任委員会で参考人を招致した。 ②　平成26年第2回定例会から、請願者・陳情者の意見陳述の機会を設けた。 ③　平成29年第1回臨時会において、教育経済常任委員会で参考人を招致した。 ・〔第4項関係〕 趣旨説明の実績 令和5年　陳情11件　請願1件 令和6年　陳情　6件　請願1件 令和7年　陳情　9件 【条文に関する検討状況】 現状に即した見直しについては検討の余地があるものの、現在の運用上、特段の問題はなく、条文を修正する必要はないとの結論に至った。	【条文の修正】 ☐ 条文を修正する必要がある ☑ 条文を修正する必要はない

茅ヶ崎市議会基本条例・検証シート（令和8年度）

この検証シートは、議会内(議会制度検討会)において、茅ヶ崎市議会基本条例の検証を行うに当たり使用したものです。全条文のうち、特に検証する必要があるとの意見があった条文について本シートに沿って、1条ずつ、取組状況、運用・条文に関する課題等について検討を行い、結果をまとめたものです。

章	条	見出し	条文	前回までの検証結果	取組状況、運用・条文に関する課題等の特記事項	検証結果
第5章 自由討議	第14条	一問一答方式等	1　本会議（全議員で構成する議会の会議をいう。次項において同じ。）における質疑又は質問は、その論点又は争点を明確にするため、一問一答の方式により行うことができる。 2　説明のため本会議に出席した者は、議員の質疑又は質問に対し、議長の許可を得て、質疑又は質問の趣旨を確認するための発言をすることができる。 3　前2項の規定は、委員会の会議について準用する。この場合において、前項中「議員」とあるのは「委員」と、「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。	＜平成26年度＞ 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし ＜平成30年度＞ 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし ＜令和4年度＞ 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし	【取組状況】 平成26年第2回定例会から、一般質問に一問一答方式を導入し、従来の一括方式との選択制とした。これに伴い会議規則も改正した。なお、議案等に対する質疑及び毎年第1回定例会の総括質疑は従来どおりの方式とし、委員会については従前から一問一答方式を導入している。 ・〔第2項関係〕 市長等による反問権について、本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、各委員会に置く分科会及び全員協議会における行使に関し必要な事項を定め、令和6年第4回定例会から運用を開始した。 【条文に関する検討状況】 反問権の明文化について意見があったが、現行の条例のもとで反問権を運用し、議員に対して質問の趣旨や根拠を求めることについて法的な問題はないことを確認した。また、反問権に関する規定が包括的な表現となっていること、及び議長の議事整理権の範囲内の事柄であることから、現行の条文のまま運用を継続し、条文を修正する必要はないとの結論に至った。	【条文の修正】 ☐ 条文を修正する必要がある ☑ 条文を修正する必要はない
	第15条	自由討議	1　委員会は、議案等の審査を行うに当たり、必要に応じて委員相互間の自由討議を行う機会を設け、議論を尽くすものとする。 2　委員会の委員長は、委員会において議案等の審査を行うに当たり、委員相互間の自由討議が積極的に行われるよう議事を整理するものとする。	＜平成26年度＞ 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 あり（第1項及び第2項の規定を改めた） →　第1項、第2項ともに、努力義務を表す「努める」という規定がある（「努める」という規定の使用例等は、第4条の「条文についての課題」に記載のとおり）。 第1項は委員会の運営、第2項は委員長の議事整理に関する原則・方針であるという観点から、一般的な原則や方針を定める場合に使用する「ものとする」という規定に修正した。 ＜平成30年度＞ 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし ＜令和4年度＞ 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし	【取組状況】 平成21年度から決算審査において事業評価を実施しており、平成22年度からは決算特別委員会内に常任委員会を活用した4分科会を設置し、委員間の議論（自由討議）を経て各事業の評価を決定している。なお、コロナ禍の影響により、令和元年度決算から令和4年度決算では事業評価を中止したが、令和5年度決算より決算事業評価を再開している。 その他、通常の委員会における自由討議についても運用方法を定め、平成26年から実施可能な体制としている。実際に自由討議を行うかどうかは各委員会の判断によるものであり、必要に応じて適宜実施している。 自由討議の実績 令和5年　0件 令和6年　1件 令和7年　0件 【条文に関する検討状況】 年間の自由討議の実施回数がほとんどないことから、条文の検証が必要ではないかとの意見があったが、本条は自由討議を実施する必要がある場合について定めたものであり、運用上の問題はないことから、条文を修正する必要はないとの結論に至った。	【条文の修正】 ☐ 条文を修正する必要がある ☑ 条文を修正する必要はない
	第16条	政策討議	議会は、市政に関する重要な政策又は課題について、議会としての共通認識の醸成を図るため、討議の機会を設けるものとする。	＜平成26年度＞ 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし ＜平成30年度＞ 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし ＜令和4年度＞ 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし	【取組状況】 政策討議は、常任委員会ごとに所管事項の中からテーマを定め、議員間の議論等を経て政策提言や条例制定を目指すものとして、平成26年から取り組んでいる。 平成26年度から令和7年度までに6回、各常任委員会がそれぞれ政策提言を決定し、市議会から市長に政策提言書を提出した（コロナ禍の影響により、令和2年度は総務常任委員会のみが政策提言書を提出し、他の3常任委員会は報告書の提出にとどまった）。 【条文に関する検討状況】 前回の検証において、政策提言後の対応経過も継続して確認することについて、改めて協議が必要ではないかとの意見があった。政策提言の内容を充実させることは各常任委員会の役割であるが、提言の活用方法は執行部が検討する事項であり、現状の運用に問題はないことから、条文を修正する必要はないとの結論に至った。	【条文の修正】 ☐ 条文を修正する必要がある ☑ 条文を修正する必要はない

茅ヶ崎市議会基本条例・検証シート（令和8年度）

この検証シートは、議会内(議会制度検討会)において、茅ヶ崎市議会基本条例の検証を行うに当たり使用したものです。全条文のうち、特に検証する必要があるとの意見があった条文について本シートに沿って、1条ずつ、取組状況、運用・条文に関する課題等について検討を行い、結果をまとめたものです。

章	条	見出し	条文	前回までの検証結果	取組状況、運用・条文に関する課題等の特記事項	検証結果
第６章　委員会の活動	第17条	委員会の活動	1　委員会は、議案等の審査を行うに当たり、市民に分かりやすい審査を行うよう努めるものとする。この場合において、審査に使用した資料等を公表するものとする。 2　委員会は、その所管に属する事務について、積極的に調査研究を行うものとする。	＜平成26年度＞ 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし ＜平成30年度＞ 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし ＜令和4年度＞ 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし	【取組状況】 ・〔第1項関係〕 審査に使用した資料等は公表するだけでなく、希望者への配付も行っている（第11条にも記載のとおり）。 ・〔第2項関係〕 各委員会は所管事項の中からテーマを定めて調査研究に取り組んでいる（第16条も参照）。また、所管事項に係る調査研究のため、委員会ごとに他自治体等への調査も行っている。 【条文に関する検討状況】 市民に対する説明の充実や、市内視察等の積極的な調査研究の実施など、条文を補足すべきとの意見があったが、現時点での運用上問題はないことから、条文を修正する必要はないとの結論に至った。	【条文の修正】 ☐ 条文を修正する必要がある ☑ 条文を修正する必要はない
第８条　議会及び議会事務局の体制整備	第20条	議会事務局	議会は、議会の政策立案機能の向上のため、議員の政策立案活動を補助する議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実を図るものとする。	＜平成26年度＞ 【条文の運用】 継続 → （意見）議会の政策立案機能の向上を図るため、その補助をする議会事務局について、職員配置等も含め、さらなる充実が必要である。 【条文の修正】 なし ＜平成30年度＞ 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし ＜令和4年度＞ 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし	【取組状況】 議員の政策提案等に資するため、国・他自治体の情報等を調査した資料を作成・配付しているほか、議員による議案等（条例、意見書・決議、市長提出議案の修正等）の提出に際して必要な事務を行っている。また、議会のICT化を推進するため、令和3年7月に設置されたICT活用推進協議会を運営するとともに、議員の政策立案機能の向上に向け、議員と一体となってICTの効果的な活用に取り組んでいる。 【条文に関する検討状況】 運用上問題はないことから、条文を修正する必要はないとの結論に至った。	【条文の修正】 ☐ 条文を修正する必要がある ☑ 条文を修正する必要はない
	第23条	広報広聴の充実	1　議会は、第10条第1項の責務を果たすとともに、市政及び議会活動についての市民の関心を高めるため、多様な手段を活用し、広報の充実を図るものとする。 2　議会は、市政及び議会活動についての市民の要望、意見等を把握するため、多様な手段を活用し、広聴の充実を図るものとする。	＜平成26年度＞ 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 あり（見出しを改め、第2項を加えた） →　広聴の充実も図っていくことを規定した。 ＜平成30年度＞ 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし ＜令和4年度＞ 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし	【取組状況】 議会だよりやホームページを中心に、分かりやすく充実した広報活動に努めているほか、さらなる広報・広聴活動の充実を図るため、平成26年6月から地方自治法第100条第12項の規定に基づく公式会議として「広報広聴委員会」を設置している。 平成29年5月26日には茅ヶ崎市議会のFacebookアカウントを開設し、議長公務や会議開催情報、視察報告等を発信している。また、令和3年4月1日には茅ヶ崎市議会公式YouTubeチャンネルを開設し、議会報告や委員会の活動報告、ホノルル市議会との交流等を発信している。 【条文に関する検討状況】 広聴活動により力を入れるという観点から、第2項について検証する必要があるのではないかとの意見があった。これを踏まえ、意見交換会にワールドカフェ方式を採用したほか、令和5年度、6年度にはオンライン参加も可能なハイブリッド方式を試行した。試行錯誤を重ねる中で参加者の増加と多様化が図られつつあり、運用上問題はないことから、条文を修正する必要はないとの結論に至った。	【条文の修正】 ☐ 条文を修正する必要がある ☑ 条文を修正する必要はない